



		検査項目	単価(円)	備考
再検査	胸部X線	再診料(胸部X線)	568	
		胸部X線平面1画像	1058	
		胸部X線平面2画像	1446	
		胸部X線平面3画像	1830	
		胸部X線平面4画像	2218	
		胸部X線平面5画像	2601	
		胸部CT(16列以上64列未満)	7409	
再検査	尿・血液	再診料	568	
		尿検査(蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン、ビリルビン)	131	
		尿沈渣(鏡検法)	136	
		網赤血球数	60	
		末梢血液像(自動機械法)	76	
		末梢血液一般(白血球数・赤血球数・血色素量・血小板数・ヘマトクリット値・MCV・MCH・MCHC)	106	
		ヘモグロビンA1c(HbA1c)	247	
		総ビリルビン	55	
		直接ビリルビン	55	
		総蛋白	55	
		アルブミン	55	
		尿素窒素	55	
		クレアチニン(eGFR含む)	55	
		ALP/IFCC	55	
		γ-GT(γ-GTP)	55	
		中性脂肪(トリグリセライド)	55	
		空腹時血糖	55	
		尿アミラーゼ	55	
		LAP	55	
		CK(CPK)	55	
		鉄(Fe)	55	
		UIBC(不飽和鉄結合能/比色法)	55	
		HDL-コレステロール	86	
		総コレステロール	86	
		AST(GOT)	86	
		ALT(GPT)	86	
		LDL-コレステロール	91	
		蛋白分画	91	
		血清AMYアイソザイム	242	
		フェリチン	529	
		インスリン(IRI)(精密)	519	
		HBs抗原(CLIA法)(精密)	444	
		HBs抗体(CLIA法)(精密)	444	
		HCV抗体(定性)	529	
		インスリン抗体	554	
		採血料	186	
		尿中馬尿酸	2205	

その他、委託者が必要と認める検査

単価は社会保険診療報酬点数表に基づき、1点単価10円で計算した額の80%相当額(円未満切り捨て)×0.63相当額(円未満四捨五入)

健診区分		単価(円)	備考	
一般健診	雇入時	8,009		
	定期1	2,909		
	定期1(採血)	5,338		
	定期1(胃・採血)	5,338		
	生活習慣病A	10,371		
	生活習慣病B(常勤、会計年度(市共済加入者))	10,371		
	生活習慣病B(会計年度(市共済非加入者)/短時間)	11,208		
	生活習慣病B(常勤、会計年度(市共済加入者)):50歳以上男(P)	10,371		
	生活習慣病B(会計年度(市共済非加入者)/短時間):50歳以上男(P)	12,558		
	人間ドック	常勤:26・27・28・29歳	2,909	※1
常勤:25・30・31・32・33・34歳		5,338	※1	
常勤、会計年度(市共済加入者):35歳以上		10,371	※1	
常勤:40・45歳男女及び50・55・60歳女		10,371		
常勤:50・55・60歳男(P)		10,371		
常勤、会計年度(市共済加入者):50歳以上男(P)		10,371	※1	
短時間:男(P)		17,074	※1	
短時間:女		16,449	※1	
短時間:60歳男(P)		21,620		
短時間:60歳女		20,995		
特殊健診	会計年度(市共済非加入者)	16,449	※1	
	会計年度(市共済非加入者):50歳以上男(P)	17,074	※1	
	深夜	1,850		
	情報機器A(39歳以下)	1,719		
	情報機器B(40歳以上・配置前)	3,433		
	特化物(1回目)	2,697		
	特化物(2回目)	3,967		
	有機溶剤(1回目)	11,547		
	有機溶剤(2回目)	12,817		
	石綿	1,719		
婦人科	乳がん	30歳代(会計年度(市共済非加入者)/短時間)	2,213	
		40歳代マンモ(会計年度(市共済非加入者)/短時間)	3,281	
		40歳代マンモ+エコー(会計年度(市共済非加入者)/短時間)	5,045	
		50歳以上(会計年度(市共済非加入者)/短時間)	3,281	
	子宮がん(会計年度(市共済非加入者)/短時間)	3,332		

※1 単価の他に受診者が自己負担(消費税等込み 5,000円)を健診窓口で支払う。

## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により見積業者を特定する。

### 記

#### 1 件名

札幌市水道局職員健康診断業務

#### 2 業者名

札幌市職員共済組合

#### 3 特定理由

平成5年1月11日の市長助役会議において、上記2の者が健康管理センターを設置し、札幌市長等の各任命権者と上記2の者が一体的に職員（組合員）の健康管理を実施していくことを方針決定し、平成8年度から現在の体制で健康管理を実施してきている。

本局の健康診断は、受診職員数が多数であり、健診区分及び検査項目についても多岐にわたるものである。最小限の受診機会でも効率的な健康診断を実施するためには、多数の受診者に対し、年間を通じて一般健診、特殊健診を同一日に実施することのできる体制を組み、健康診断日程の予約変更等の希望にも柔軟に対応することが必要である。

また、職員の健康を保持するためには、個々の健診結果に応じた事後指導（保健師による生活指導、管理栄養士による栄養指導等）や、各種検査結果の統計を基に、本局職員の健康状態の推移と傾向を分析し、必要性の高いテーマを優先的に選定した上での健康教育等、健康診断の結果を踏まえた取組が必要である。

当該取組を効果的に実施するためには、本局職員の健康状態の特性や検査結果について、データの収集・蓄積をし、経年的な変化を把握することが求められる。

以上を全て満たし、一体的に健康管理業務の実施体制を組むことができるのは、上記2の者だけである。

#### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

## 記

### 1 件名

財務会計システム維持管理業務

### 2 業者名

(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道

### 3 特定理由

本業務は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道社製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社しか存在しない。

このことから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。

### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号



## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 ユーザ管理システム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に利用開始したユーザ管理システムについて、定期的なログの確認や、不具合発生時の調査・復旧作業等を行うものである。  
ユーザ管理システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道が当局の調達仕様に基づき専用開発したものであり、同業者はシステム構造やシステム改修方法について把握している唯一の業者であるため、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号



## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 料金統合サーバ運用支援及びシステム保守業務（上期）
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に調達した上下水道料金オンラインシステムのサーバ基盤（以下、「料金統合サーバ」という。）について、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。  
料金統合サーバでは、重要性が高い料金システム及び窓口システムが稼働しており、安定稼働が求められている。このため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。  
上記業者は、料金統合サーバの構築業者であり、かつ令和 5 年度までの本業務を実施してきた唯一の業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号



## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 旧料金統合サーバ機器及びソフトウェア保守延長業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に調達し、今日まで運用を継続してきた料金統合サーバのハードウェア及びソフトウェアの機器保守延長を行うものである。  
当該サーバ上では、重要性の高い上下水道料金オンラインシステム及び窓口サブシステム等が稼働しており、障害発生時には、当局の運用、環境並びに対象ハードウェアの構成・設定・動作等について熟知した者が速やかに復旧作業を行うとともに、原因究明と解決を行う必要がある。  
上記業者は、当該サーバの納品・構築業者であり、令和 5 年度まで機器保守及び運用保守を実施しており、当該サーバ機器のハードウェア構成・設定・仕様・動作特性・当局の運用環境等について熟知している唯一の業者であることから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号



## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 業務統合サーバ運用支援及びシステム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、令和3年度に更新した業務統合サーバについて、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。  
業務統合サーバ上では、複数の業務システム（顧客管理、マッピング、ファイリング、水質情報管理等）が稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものであるため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。  
上記業者は、業務統合サーバを構築し、かつ令和5年度までの本業務を実施してきた唯一の業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 水質情報管理システム保守点検業務
- 2 事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由

本システムは、自動水質計器で測定された水源や給配水等の様々な水質情報を収集及びデータベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うものである。

上記業務は、本システムの主要部分を構成するサーバ及びソフトウェアの定期的な点検整備、不具合発生時等の対応を行うものであるが、本システムのソフトウェアは当該業者が本市用に製作し、著作権法で保護されているため、そのプログラム構造は当該業者以外には知りえない情報である。

さらに、本システムに不具合が生じた場合には、常時水質監視が困難となり、水道水質管理に影響を与えるおそれがあるため、迅速かつ信頼性のある復旧作業が必要である。

従って、上記業務は本システムについて熟知、精通している当該業者しか行うことはできない。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 : 上下水道料金オンラインシステム等運用保守業務
- 2 特定業者 : BIPROGY 株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 : 本業務は、上下水道料金業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運用させるために必要なものであり、安定した業務運用、万一障害が発生した場合には、迅速・確実な対応が求められる。  
また、本システムは大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。  
上記業者は、本業務システムの製作者でサーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を実施している。また、サーバ機器運用に係る基盤システムについて、これまでの豊富な運用実績から本システムの情報資産、動作環境に精通している。  
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 : 上下水道料金システムに係る検針機器等の保守業務
- 2 特定業者 : BIPROGY 株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 : 本業務は、「上下水道料金システム検針機器等調達」(以下、「調達業務」という。)で調達した検針機器等の保守を実施するものである。また、検針機器に搭載する上下水道料金システムのアプリケーション移行支援を実施するものである。  
検針機器に搭載するアプリケーションは、メーター検針業務に欠かせない重要性の高いものであり、安定稼働が求められる。このため、本業務の受託者は、検針機器のハードウェア及びアプリケーションの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが条件となる。  
当該業者は、調達業務の受注者であり、検針機器に搭載するアプリケーションの開発者であることから、検針機器のハードウェア及びアプリケーションの構成・設定・動作等について熟知し、上記条件の全てを満たす唯一の業者である。よって、本業務を履行できるのは当該業者以外にない。
- 4 根拠規定 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号



## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件 名 窓口オンラインシステム運用保守業務
- 2 特定業者 BIPROGY 株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 

当業務は、窓口業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用と、万一障害が発生した場合には、迅速で確実な対応が求められる。

また、本システムは令和元年9月にサーバ機器更新（OS及びミドルウェア等の更新含む。）に伴うアプリケーションの移行を終えたシステムであり、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。

上記業者は、サーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を受託した業者であり、サーバ機器運用にかかる基盤システムについては、上記業者が著作権を有していること、これまでの豊富な運用実績をもっていることなどから、本システムの情報資産、動作環境に精通している。

上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析、習得に膨大な作業・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかである。

以上より、本システムの重要性・影響範囲の広さから、リスクを最小限に抑えることが必須であるため、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令21条の14第1項2号  
「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件名 新設登録・給水装置情報登録業務  
(中央区・南区・北区・西区・手稲区)
- 2 業者名 北ガスサービス株式会社
- 3 特定理由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等について現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加え、既存の検針経路を考慮した経路を設定し、上下水道料金オンラインシステムに登録する業務と、すでに登録されている給水装置情報を更新する業務である。  
効率的に検針業務を行えるよう、検針経路や給水装置の設置場所を正確に把握し、適切に給水装置情報を登録する必要があること、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明や届出受理を行う必要があることなど、給水装置や料金調定に関する幅広い業務知識が必要である。また、本業務によって登録された情報を基に検針業務を行うことから、正確かつ迅速な履行が求められる。  
上記業者は、当該地区の検針業務受託事業者であり、給水装置や料金調定に関する業務知識を有している。また、本業務は検針業務と密接に関係しており、建物情報や給水装置設置場所の調査及び登録から検針業務の実施まで、一連の作業を一体的に実施することで、効率的な業務履行が可能となる。検針業務を受託している上記業者は、一連の作業を一体的に実施可能な唯一の業者であることから、上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件名 新設登録・給水装置情報登録業務（東区・白石区・厚別区）
- 2 業者名 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
- 3 特定理由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等について現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加え、既存の検針経路を考慮した経路を設定し、上下水道料金オンラインシステムに登録する業務と、すでに登録されている給水装置情報を更新する業務である。  
効率的に検針業務を行えるよう、検針経路や給水装置の設置場所を正確に把握し、適切に給水装置情報を登録する必要があること、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明や届出受理を行う必要があることなど、給水装置や料金調定に関する幅広い業務知識が必要である。また、本業務によって登録された情報を基に検針業務を行うことから、正確かつ迅速な履行が求められる。  
上記業者は、当該地区の検針業務受託事業者であり、給水装置や料金調定に関する業務知識を有している。また、本業務は検針業務と密接に関係しており、建物情報や給水装置設置場所の調査及び登録から検針業務の実施まで、一連の作業を一体的に実施することで、効率的な業務履行が可能となる。検針業務を受託している上記業者は、一連の作業を一体的に実施可能な唯一の業者であることから、上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件名 新設登録・給水装置情報登録業務（豊平区・清田区）
- 2 業者名 株式会社日本ウォーターテックス
- 3 特定理由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等について現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加え、既存の検針経路を考慮した経路を設定し、上下水道料金オンラインシステムに登録する業務と、すでに登録されている給水装置情報を更新する業務である。  
効率的に検針業務を行えるよう、検針経路や給水装置の設置場所を正確に把握し、適切に給水装置情報を登録する必要があること、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明や届出受理を行う必要があることなど、給水装置や料金調定に関する幅広い業務知識が必要である。また、本業務によって登録された情報を基に検針業務を行うことから、正確かつ迅速な履行が求められる。  
上記業者は、当該地区の検針業務受託事業者であり、給水装置や料金調定に関する業務知識を有している。また、本業務は検針業務と密接に関係しており、建物情報や給水装置設置場所の調査及び登録から検針業務の実施まで、一連の作業を一体的に実施することで、効率的な業務履行が可能となる。検針業務を受託している上記業者は、一連の作業を一体的に実施可能な唯一の業者であることから、上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。